

# 情 報

|                                     |     |           |
|-------------------------------------|-----|-----------|
| 一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について | ・・・ | 2         |
| 一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について | ・・・ | 4         |
|                                     |     | 〈令和5年5月分〉 |

令和5年6月6日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

|                            |   |
|----------------------------|---|
| (1) 行政処分等の年月日              | 令和5年6月6日  |
| (2) 事業者の氏名又は名称             | 株式会社秀和観光（法人番号：2060001002277） 代表者 鈴木 勝利  |
| (3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地 | (事業者) 栃木県宇都宮市下砥上町670-2<br>(本社営業所) 栃木県宇都宮市下砥上町670-2  |
| (4) 行政処分等の内容               | 輸送施設の使用停止 60日車  |
| (5) 主な違反の条項                | 道路運送法第9条の2第1項   |
| (6) 違反行為の概要                | 令和4年10月13日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3)運行指示書の記載事項の不備(運輸規則第28条の2第1項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項) |
| (7) 違反点数付与状況               | 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点<br>当該事業者の累積点数 10点  |

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和5年6月6日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

|                            |   |
|----------------------------|---|
| (1) 行政処分等の年月日              | 令和5年6月6日  |
| (2) 事業者の氏名又は名称             | 有限会社富士見観光（法人番号：9030002063587） 代表者 田中 廣明   |
| (3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地 | (事業者) 埼玉県富士見市水谷東1-1-3<br>(本社営業所) 埼玉県富士見市水谷東1-1-3  |
| (4) 行政処分等の内容               | 輸送施設の使用停止 60日車  |
| (5) 主な違反の条項                | 旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項  |
| (6) 違反行為の概要                | 令和4年9月26日及び令和4年10月11日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第1項)、(2)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(3)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項) |
| (7) 違反点数付与状況               | 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点<br>当該事業者の累積点数 6点   |

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について 〈令和5年5月分〉

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称                                       | 事業者の所在地                        | 営業所の名称 | 営業所の所在地                           | 行政処分等の内容        | 主な違反の条項                  | 違反行為の概要   | 事業者点数<br>(関東運輸局管内) | 営業所点数<br>(当該行政処分により付された違反点数) |
|-----------|--|--------------------------------|--------|-----------------------------------|-----------------|--------------------------|---|--------------------|------------------------------|
| 20230509  | 有限会社リッチネット東京<br>(法人番号3011802020982)<br>代表者 大野 晃誉 | 東京都足立区<br>加賀2-20-7             | 本社営業所  | 東京都足立区<br>加賀2-20-7                | 文書警告            | 旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項     | 令和5年2月22日、法令違反の疑いがあることを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)  | 0                  | 0                            |
| 20230516  | 有限会社北柏交通(法人番号4040002089512)<br>代表者 松丸 尚          | 千葉県柏市花野井909-3                  | 本社営業所  | 千葉県柏市花野井909-3                     | 輸送施設の使用停止(70日車) | 旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項     | 令和4年7月7日及び令和4年7月22日、救護義務違反があった旨公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運賃料金変更認可違反(道路運送法第9条の3第1項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(3)定期点検整備の未実施(道路運送車両法第48条) | 7                  | 7                            |
| 20230516  | 株式会社東王交通(法人番号2040001108431)<br>代表者 関 振東          | 東京都葛飾区<br>南水元1-23-17 鈴木ビル101号室 | 千葉営業所  | 千葉県白井市<br>富士101-4<br>フルヤアパート2-A号室 | 文書警告            | 旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項、第2項 | 令和4年8月16日、区域拡大を行ったことを端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第24条第1項、第2項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)                                       | 0                  | 0                            |
| 20230516  | 株式会社星丸産業(法人番号1011701023592)<br>代表者 猿田 柱星         | 東京都江戸川区興宮町1-5                  | 本社営業所  | 東京都江戸川区興宮町1-5                     | 輸送施設の使用停止(10日車) | 旅客自動車運送事業運輸規則第46条        | 令和4年8月25日及び令和4年9月6日、新規許可を受けたことを端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第38条第1項)、(2)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)                               | 1                  | 1                            |
| 20230516  | 株式会社SKリモ(法人番号6011401021495)<br>代表者 北村 太郎         | 東京都江東区<br>枝川1-15-9-226         | 本社営業所  | 東京都江東区<br>枝川1-15-9-226            | 輸送施設の使用停止(50日車) | 旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項     | 令和4年10月18日、新規許可を受けたことを端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第5項)、(2)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)  | 5                  | 5                            |
| 20230516  | 株式会社YK(法人番号6040001104195)<br>代表者 八幡 俊伸           | 東京都港区新橋3-2-7 恭和ビル4階            | 新橋営業所  | 東京都港区新橋3-2-7 恭和ビル4階               | 輸送施設の使用停止(50日車) | 道路運送車両法第48条              | 令和4年9月9日、区域拡大を行ったことを端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)新任運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第36条第2項)、(2)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(3)定期点検整備の未実施(道路運送車両法第48条)     | 5                  | 5                            |

|          |   |                     |       |                      |                 |                      |   |   |   |
|----------|---|---------------------|-------|----------------------|-----------------|----------------------|---|---|---|
| 20230523 | 株式会社埼玉交通(法人番号1030001002974)<br>代表者 丸山 幸子      | 埼玉県さいたま市南区鹿手袋2-13-1 | 大宮営業所 | 埼玉県さいたま市北区吉野町2-272-7 | 輸送施設の使用停止(20日車) | 旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項 | 令和4年6月9日及び令和4年6月29日、労働局からの通知を端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第1項)、(2)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(6)運行管理補助者の要件違反(運輸規則第47条の9第3項) | 2 | 2 |
| 20230523 | 江戸崎合同ハイヤー株式会社(法人番号4050001025533)<br>代表者 田中 美子 | 茨城県稲敷市江戸崎甲3012-1    | 本社営業所 | 茨城県稲敷市江戸崎甲3012-1     | 文書警告            | 旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項 | 令和5年4月21日、労働局からの通知を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第5項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)  | 0 | 0 |

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2。(4)但し書き参照)